

港湾局データベース検索システム運営要綱

平成18年10月16日

18川港企第267号

(趣旨)

第1条 この要綱は、港湾振興部誘致振興課が管理する、港湾情報システムのサブシステムとしてのデータベース検索システム（以下「システム」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 港湾情報システム 港湾施設の使用実績や使用料等の管理を行うための業務システムのことをいう。
- (2) システムログイン専用パスワード 業務システム用端末を使用してシステムを利用するために入力する文字列をいう。
- (3) ユーザID 利用者を識別するために、利用者一人一人に割り振られ使われる文字列をいう。
- (4) パスワード システムを利用する権利のある利用者本人であることを識別するために入力する文字列をいう。
- (5) システム管理者 港湾振興部誘致振興課長とする。

(運営方針)

第3条 システムは、次の運営方針に基づいて運営することとする。

- (1) システムへの不正な侵入等を防止し、情報の安全性を確保する。
- (2) システムの運用にあたっては、個人情報の保護に十分配慮する。

(システムの運用)

第4条 システムの運用時間は、港湾情報システムの運用時間に準ずることとする。

(利用者)

第5条 システムで管理する者は、港湾局に属する一般職の職員とし、システムを利用する際には、ユーザID及びパスワードを利用するものとする。なお、業務システム用端末を使用してシステムを利用する際には、システム専用ログインパスワード（各端末ごと）を使用するものとする。

(利用者の責務)

第6条 システムを利用する者は、業務上の目的に従い適正に利用しなければならない。また、不正利用等のないよう管理しなければならない。

(パスワード)

第7条 パスワードの運用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 桁数 6桁以上20桁以下とする。
- (2) 使用文字 半角英数字とする。なお、必ず数字及び英字(小文字)を各1字以上含めることとする。

(パスワード登録等)

第8条 採用及び人事異動(局間)により新たに第5条の規定に該当する者となった場合は、パスワード登録申請書(第1号様式)により、人事異動(局内)により所属が変更となった場合(庶務課・誘致振興課に属する職員は、係・班が変更となった場合含む)は、パスワード等変更申請書(第2号様式)により、速やかにシステム管理者に申請しなければならない。

(パスワード管理)

第9条 パスワードは使用者が責任をもって次のとおり取り扱うものとする。

- (3) パスワードは適切に管理し、漏えいを防止すること。
 - (4) パスワードは他人が容易に類推できるものを使用しないこと。
 - (5) パスワードは必要に応じて変更すること。
- 2 パスワードを忘失等した場合は、パスワード等変更申請書(第2号様式)により、速やかにシステム管理者に申請しなければならない。

(ユーザIDの抹消)

第10条 退職等によりシステムの利用者でなくなった場合は、システム管理者は、ユーザID削除依頼書(第3号様式)により、NECマシン室あて依頼し、ユーザIDの抹消を行うものとする。

- 2 システムを長期間利用しない利用者等について、システム管理者は、ユーザIDを抹消することができるものとする。

(セキュリティ管理)

第11条 システムの利用並びに管理及び運用にあたっては、川崎市情報セキュリティ基準を遵守しなければならない。

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、システムの運営について必要な事項はシステム管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。